

首都大学東京 法科大学院
平成30年度 2年履修課程

民事訴訟法・刑事訴訟法 試験問題
(平成29年10月28日実施)

試験時間 午後3時00分～午後4時00分

受験に当たっての注意事項

- (1) 受験中は、机の右上に、①2017年度法科大学院全国統一適性試験受験票及び②本学受験票を置いてください。(①と②の面方が必要です。) 机上には、上記受験票、筆記用具、時計、眼鏡、ティッシュペーパー、目薬以外の物を置くことはできません。
- (2) 筆記用具は、HB又はBの鉛筆(但し、シャープペンシルの使用は認めません。)、鉛筆削り及び消しゴムに限ります。これ以外の筆記用具を用いた場合は、0点として採点します。また、マーカーや定規等の使用も認めません(問題冊子への書込みも含む。)
- (3) 携帯電話又はそれに類する通信機器等は身につけず、必ず電源を切って鞆等の中にしまってください。それらを時計として用いることはできません。
- (4) 耳栓、イヤホン又はそれに類するものの使用は禁止します。
- (5) 受験中の飲食は一切禁止します。ペットボトル等を持っている場合には必ず鞆等の中にしまい、机の上等に置くことはしないでください。
- (6) 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはいけません。
- (7) この問題冊子は表紙を含めて11頁あります。問題冊子を破いたり、ホチキス止めをはずしたりしてはいけません。
- (8) 答案用紙の所定の欄に、受験番号及び氏名を必ず記入した上、受験番号についてはマークしてください。
なお、所定の欄以外の場所に氏名を記載するなど特定人の答案であることが明らかとなるような行為は一切禁止します。
- (9) 答案用紙は2枚あります。各科目1枚のみ配布します。答案用紙は、機械で読み取りますので、折り曲げたり汚損したりしないでください。また、解答すべき答案用紙の科目を間違えないように注意してください。
- (10) 試験室では監督員の指示に従ってください。不正行為があった場合又は監督員の指示に従わなかった場合には、失格となります。
また、他の受験者の受験の妨げとなる行為が認められた場合には、監督員が、試験時間中であっても試験場からの退出を命ずることがあります。
- (11) 試験終了時刻までは、試験室から退出することはできません。トイレに行くことも原則として禁じます。緊急の場合や気分が悪くなった場合等には手を挙げてください。

民事訴訟法 問題

【問題1】

重複起訴の禁止に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを組み合わせたものを、1から5の中から選びなさい。(解答欄は、[解答番号1])

- ア. XのYに対する貸金返還請求訴訟の請求認容判決確定後、同一の貸金返還請求権についてXがYに対し再度貸金返還請求訴訟を提起することは重複起訴にあたるから、時効の中断などの特別の必要がない限り、許されない。
- イ. 売買代金債務不存在確認請求訴訟の係属中に、被告たる売主が原告たる買主に対する別訴を提起し、当該売買代金請求権の給付を求めることは、重複起訴の禁止にふれるため許されない。
- ウ. Xを原告、Yを被告とする売買代金請求訴訟の係属中、この訴訟で請求されている売買代金請求権を、Yを原告、Xを被告とする貸金返還請求訴訟において相殺の抗弁の自働債権として主張することは、二つの訴訟が併合審理された場合であっても、許されない。
- エ. 明示の一部請求訴訟の係属中、当該請求債権の残部を自働債権として他の訴訟において相殺の抗弁を主張することは、原則として許されない。
- オ. XのYに対する瑕疵修補に代わる損害賠償請求訴訟である訴訟(「本訴」という)の係属中に、YがXに対する未払の請負代金支払請求訴訟である訴訟を反訴提起した場合、Yが、反訴で請求している未払請負代金債権を自働債権とし、本訴で請求している瑕疵修補に代わる損害賠償債権を受働債権とする訴訟上の相殺の抗弁を主張することは、許されない。

1. アウ 2. アエ 3. イウ 4. イオ 5. エオ

【問題2】

裁判上の自白及び擬制自白に関する次の1から5までの選択肢のうち、正しいものを2個選びなさい。(解答欄は、[解答番号2]及び[解答番号3](順不同))

- 1. 貸金返還請求訴訟の弁論準備手続において、被告が一部弁済を主張し、原告がこれを認める旨の陳述をしたときは、一部弁済の事実につき裁判上の自白が成立する。
- 2. 貸金返還請求訴訟において、被告が弁済を主張しているとき、この弁済の事実を認める旨を原告が原告本人尋問の中で供述すると、弁済の事実につき裁判上の自白が成立する。
- 3. 貸金返還請求訴訟において、原告が消費貸借契約書を書証として提出し、被告が消費貸借契約書に署名したことを認める旨の陳述をしたときは、金銭消費貸借契約締結の事実につき裁判上の自白が成立する。
- 4. 売買目的物の引渡請求訴訟において、被告たる売主が、代金の一部は支払済だが残部の支払がない旨を陳述した場合、この一部弁済の事実を原告が援用すれば、裁判上の自白が成立する。
- 5. 貸金返還請求訴訟の口頭弁論期日において、被告が一部弁済を主張し、原告がこれを争うことを明らかにしなかったとき、原告は、次回以降の口頭弁論期日において一部弁済の事実を争うことができない。

【問題3】

訴えの取下げ及び請求の放棄・認諾に関する次の1から5までの選択肢のうち、判例の趣旨に照らし正しいものを2個選びなさい。(解答欄は、[解答番号4]及び[解答番号5] (順不同))

1. 原告が欠席している口頭弁論期日においても、被告は、原告の請求を認諾することができる。
2. 貸金200万円の返還請求訴訟の口頭弁論において、被告が50万円の一部弁済を主張したため、原告が請求を150万円に減縮しようとする場合、被告の同意は不要である。
3. 訴えの取下げ・請求の放棄に条件を付けることは許されないが、請求の認諾では相手方の反対給付の履行を条件とすることができる。
4. 相手方が請求を認諾すれば、裁判所は認諾判決を下し、訴訟は終了する。
5. 原告と被告が訴訟外で訴え取下げの合意を結んだことが認定される場合、原告が特に訴えの取下げを行わなくとも、裁判所は訴えを却下すべきである。

【問題4】

確定判決の既判力に関する次の1から5までの選択肢のうち、正しいものを2個選びなさい。(解答欄は、[解答番号6]及び[解答番号7] (順不同))

1. 後訴裁判所が前訴確定判決の既判力を考慮するためには、当事者の援用を必要とする。
2. 建物所有権の確認請求訴訟で請求認容判決が確定した後、前诉被告が前訴原告に対して、この建物の底地の所有権に基づく建物収去土地明渡請求の後訴を提起した場合、前訴原告は、前訴基準時における自身の建物所有権不存在を主張することはできない。
3. 貸金100万円の返還請求訴訟において被告が200万円の売買代金請求権による相殺を主張し、この抗弁が認められて請求棄却判決が確定した場合、貸金返還請求権の不存在とともに、売買代金請求権が残額の100万円分のみ存在することについても既判力が生じる。
4. 判例の趣旨に照らすと、土地の買主が提起した土地所有権確認訴訟において売買契約の詐欺による取消権を行使することができたのにこれを行使しなかった被告売主は、請求認容判決が確定した場合、後に買主を相手に土地所有権確認請求訴訟を提起し、この取消権を行使して売買契約により移転した所有権の存否を争うことは許されなくなる。
5. 所有権に基づく土地所有権移転登記請求が認容され、判決が確定した後に、前诉被告が前訴原告に対して同一の土地の所有権確認請求の後訴を提起した場合、この後訴では、前訴確定判決の基準時前の事由をもとに前诉被告の土地所有権を主張することは許されない。

(次頁に続く)

【問題5】

次の判決文は、空港の騒音問題に関して、周辺住民が国に対して夜間飛行の差し止めと損害賠償を求めた訴訟の最高裁判決（大阪国際空港事件，最大判昭和56年12月16日民集35巻10号1369頁）の多数意見を抜粋したものである。この判決文を読んで、後記の小問に答えなさい。なお、判決文中の「民訴法二二六条」は、現行民訴法135条に相当する。

「民訴法二二六条はあらかじめ請求する必要があることを条件として将来の給付の訴えを許容しているが、同条は、およそ将来に生ずる可能性のある給付請求権のすべてについて前記の要件のもとに将来の給付の訴えを認めたものではなく、主として、いわゆる期限付請求権や条件付請求権のように、既に権利発生の基礎をなす事実上及び法律上の関係が存在し、ただ、これに基づく具体的な給付義務の成立が将来における一定の時期の到来や債権者において立証を必要としないか又は容易に立証しうる別の一定の事実の発生にかかっているにすぎず、将来具体的な給付義務が成立したときに改めて訴訟により右請求権成立のすべての要件の存在を立証することを必要としないと考えられるようなものについて、例外として将来の給付の訴えによる請求を可能ならしめたにすぎないものと解される。このような規定の趣旨に照らすと、継続的不法行為に基づき将来発生すべき損害賠償請求権についても、例えば不動産の不法占有者に対して明渡義務の履行完了までの賃料相当額の損害金の支払を請求する場合のように、右請求権の基礎となるべき事実関係及び法律関係が既に存在し、その継続が予測されるとともに、右請求権の成否及びその内容につき債務者に有利な影響を生ずるような将来における事情の変動としては、債務者による占有の廃止、新たな占有権原の取得等のあらかじめ明確に予測しうる事由に限られ、しかもこれについては請求異議の訴えによりその発生を証明してのみ執行を阻止しうるという負担を債務者に課しても格別不当とはいえない点において前記の期限付債権等と同視しうるような場合には、これにつき将来の給付の訴えを許しても格別支障があるとはいえない。しかし、たとえ同一態様の行為が将来も継続されることが予測される場合であつても、それが現在と同様に不法行為を構成するか否か及び賠償すべき損害の範囲いかなん等が流動性をもつ今後の複雑な事実関係の展開とそれらに対する法的評価に左右されるなど、損害賠償請求権の成否及びその額をあらかじめ一義的に明確に認定することができず、具体的に請求権が成立したとされる時点においてはじめてこれを認定することができるとともに、その場合における権利の成立要件の具備については当然に債権者においてこれを立証すべく、事情の変動を専ら債務者の立証すべき新たな権利成立阻却事由の発生としてとらえてその負担を債務者に課するのは不当であると考えられるようなものについては、前記の不動産の継続的不法占有の場合とはとうてい同一に論ずることはできず、かかる将来の損害賠償請求権については、冒頭に説示したとおり、本来例外的にのみ認められる将来の給付の訴えにおける請求権としての適格を有するものとするとはできないと解するのが相当である。」

[小問1]

次の1から5の選択肢のうち、多数意見の立場に合致するものとして最も適切な記述を選びなさい。(解答欄は、[解答番号8])

1. 期限付請求権や条件付請求権については、「あらかじめ請求する必要がある」ため、将来の給付の訴えが許容される。
2. 「あらかじめ請求する必要」さえあれば、将来に生ずる可能性のある給付請求権について、一般的に将来の給付の訴えが許容される。
3. 将来の給付の訴えにおける請求権としての適格を判断するにあたって、請求異議の訴えにより執行を阻止する負担を債務者に課することが不当であるかが重要な考慮要素となっている。
4. 将来の不法行為は、一般的にその成立は不確定であるから、たとえ現在は不法行為とされる行為が将来も継続して行われたとしても、その行為による損害賠償請求権の額は、具体的に請求権が成立してはじめて一義的に明確に認定することができる性質のものである。
5. 1から4の選択肢は、いずれも多数意見の立場とは異なる。

[小問2]

次の1から5の事例のうち、多数意見の立場を前提に、訴えが「将来の給付を求める訴え(民訴法135条)」として請求権の適格を有すると認められうるものを2個選びなさい。(解答欄は、[解答番号9]及び[解答番号10](順不同))

1. 交通事故の被害者が、不法行為の損害賠償請求権を将来にわたる定期金の方式で訴求する事例
2. 騒音による精神的・身体的被害について将来発生すべき損害賠償請求権を訴求する事例
3. 不動産の不法占有者に対して明渡義務の履行完了までの賃料相当額の損害金の支払を訴求する事例
4. 将来に履行期が到来する特定物引渡請求権を訴求する事例
5. 交通事故の損害賠償を求めた前訴の確定判決後、前訴で請求されなかった後遺症の損害賠償を後訴で訴求する事例

(民事訴訟法の問題 以上)

刑事訴訟法 問題

【第1問】

職務質問に関する次のアからオまでの記述のうち、法令に従い又は判例の立場に立って検討した場合、明らかに誤っているもののみを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[解答番号1])

- ア. 警察官職務執行法2条1項は、警察官が、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者に対して質問をすることができる」と規定するが、その際、相手方を停止させることができるか否かについては規定していない。
- イ. 職務質問はあくまで任意の手段であるから、警察官は、職務質問の相手方に答弁を強要することはできない。
- ウ. 職務質問はあくまで任意の手段であるから、警察官は、職務質問の相手方が質問に協力することなく立ち去ろうとした場合であっても、有形力を行使することが一切許されない。
- エ. 職務質問の際、これに附随して相手方の持ち物を検査することは、相手方の承諾がなくても許される場合がある。
- オ. 警察官が、犯罪の予防等のため、一定の場所で走行中の自動車を停止させて、運転者等に質問を行う自動車検問は、職務質問の一態様に含めることができる。

1. アイ 2. アウ 3. イウ 4. ウエ 5. エオ

【第2問】

任意捜査に関する次のアからオまでの記述のうち、法令に従い又は判例の立場に立って検討した場合、正しいものは、何個あるか。その個数として正しいものを後記1から5までのうちから選びなさい。(解答欄は、[解答番号2])

- ア. 任意捜査とは、強制手段を用いない捜査のことをいう。ここにいう強制手段とは、個人の意思を制圧し、身体、住居、財産等に制約を加えて強制的に捜査目的を実現する行為など、特別の根拠規定がなければ許容することが相当でない手段を意味する。
- イ. 任意捜査の例としては、実況見分、尾行、張り込み、被疑者の取調べ等が挙げられる。
- ウ. 相手方の同意を得て行う捜査は任意捜査として適法であるから、被疑者の同意を得ているのであれば、被疑者の身体を拘束することも任意捜査として適法である。
- エ. 捜査機関又はその依頼を受けた捜査協力者が、その身分や意図を相手方に秘して犯罪を実行するように働き掛け、相手方がこれに応じて犯罪の実行に出たところで現行犯逮捕等により検挙する捜査手法を「おとり捜査」というが、少なくとも、直接の被害者がいない薬物犯罪等の捜査において、通常の見守り方法のみでは当該犯罪の摘発が困難である場合に、機会があれば犯罪を行う意思があると疑われる者を対象におとり捜査を行うことは許される。
- オ. 刑事訴訟法221条は、被疑者その他の者が「遺留した物」について、これを領置することができる」と定めているので、被疑者が意図的にその占有を放棄した物については、領置することが許されない。

1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個

【第3問】

通常逮捕に関する次のアからオまでの各記述のうち、法令に従い又は判例の立場に立って検討した場合、明らかに誤っているもののみを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[解答番号3])

- ア. 通常逮捕とは、検察官、検察事務官又は司法警察職員が、裁判官のあらかじめ発する逮捕状により、被疑者を逮捕することをいう。
- イ. 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、裁判官に対し、逮捕状を請求することができる。
- ウ. 逮捕状の請求を受けた裁判官は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、逮捕状を発しなければならない。ただし、被疑者の年齢及び境遇並びに犯罪の軽重及び態様その他諸般の事情に照らし、被疑者が逃亡する虞がなく、かつ、罪証を隠滅する虞がない等明らかに逮捕の必要がないと認めるときは、逮捕状の請求を却下しなければならない。
- エ. 逮捕状により被疑者を逮捕するには、逮捕状を被疑者に示さなければならないが、急速を要する場合には、未だ逮捕状が発付されていない場合でも、捜査機関が、被疑者に被疑事実の要旨を告げて逮捕することができる。ただし、その後、できるだけ速やかに逮捕状を被疑者に示さなければならない。
- オ. 逮捕をする際に、被疑者が抵抗する場合には、捜査官は有形力を用いて被疑者を制圧することが許されるが、その有形力は相当な範囲内といえるものでなければならない。

1. アイ 2. イウ 3. イエ 4. エオ 5. ウオ

【第4問】

いわゆる強制採尿に関する次のアからオまでの各記述のうち、法令に従い又は判例の立場に立って検討した場合、明らかに誤っているものは何個あるか。その個数として正しいものを、後記1から5までのうちから選びなさい。(解答欄は、[解答番号4])

- ア. 強制採尿とは、尿を任意に提出しない被疑者に対し、カテーテル(導尿管)を同人の尿道に挿入する方法により、その体内から強制的に尿を採取することである。
- イ. 強制採尿は、被疑事件の重大性、嫌疑の存在、当該証拠の重要性とその取得の必要性、適当な代替手段の不存等事情に照らし、犯罪の捜査上真にやむをえないと認められる場合には、最終的手段として、適切な法律上の手続を経てこれを行うことも許されてしかるべきであり、ただ、その実施にあたっては、被疑者の身体の安全とその人格の保護のため十分な配慮が施されるべきものと解するのが相当である。
- ウ. 強制採尿のための令状は、搜索差押許可状に、「強制採尿は医師をして医学的に相当と認められる方法により行わせなければならない」旨の条件を記載したものをを用いるのが相当である。
- エ. 身柄を拘束されていない被疑者が強制採尿を実施するための医療施設等へ任意に同行することを拒絶した場合には、別途、逮捕状を得る必要はなく、強制採尿のための条件付き搜索差押許可状に基づき被疑者を採尿に適する最寄りの医療施設等へ連行することができる。
- オ. 裁判官により強制採尿を実施するための条件付き搜索差押許可状が発付された後も、被疑者の気が変わって尿の任意提出に応ずるといふのであれば、この条件付き搜索差押許可状を執行する必要はない。

1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個

【第5問】

次の【文章】は、いわゆるエックス線検査の適法性に関する最高裁判例の一部を抜粋したものである。

【文章】の空欄（アからケまで）に、下記の【語群】（aからtまで）の中から適切な語句を選んで埋めた上で、下記の各小問に答えなさい。（解答欄は、[解答番号5]及び[解答番号6]）

【文章】

本件エックス線検査は、（ア）の依頼に基づき（イ）の運送過程下にある荷物について、（ウ）機関が、（ウ）目的を達成するため、（ア）や荷受人の承諾を得ることなく、これに（エ）からエックス線を照射して（オ）の射影を観察したものであるが、その射影によって荷物の（オ）の形状や材質をうかがい知ることができる上、（オ）によってはその品目等を相当程度具体的に特定することも可能であって、（ア）や荷受人の（オ）に対する（カ）等を大きく侵害するものであるから、（キ）としての性質を有する（ク）処分当たるものと解される。そして、本件エックス線検査については（キ）許可状の発付を得ることが可能だったのであって、（キ）許可状によることなくこれを行った本件エックス線検査は、（ケ）であるといわざるを得ない。

【語群】

- | | | | | |
|----------|--------|--------|--------|-----------|
| a. 宅配便業者 | b. 荷送人 | c. 荷受人 | d. 国家 | e. 金融 |
| f. 捜査 | g. 内部 | h. 外部 | i. 包装紙 | j. 内容物 |
| k. 捜索・差押 | l. 鑑定 | m. 検証 | n. 強制 | o. 任意 |
| p. 適法 | q. 違法 | r. 肖像権 | s. 財産権 | t. プライバシー |

[小問1]

上記【文章】の空欄中アからエまでには、上記【語群】aからhまでのの中からそれぞれどの語句が入るか。その組合せとして正しいものを、次の1から5までのうちから選びなさい。（解答欄は、[解答番号5]）

1. アにaが入り、イにbが入る。
2. アにaが入り、ウにdが入る。
3. イにaが入り、ウにdが入る。
4. イにaが入り、エにhが入る。
5. ウにeが入り、エにhが入る。

[小問2]

上記【文章】の空欄中オからケまでには、上記【語群】iからtまでのの中からそれぞれどの語句が入るか。その組合せとして誤っているものを、次の1から5までのうちから選びなさい。（解答欄は、[解答番号6]）

1. オにjが入る。
2. カにtが入る。
3. キにmが入る。
4. クにpが入る。
5. ケにqが入る。

【第6問】

公訴の提起に関する次の1から5までの記述のうち、法令に従い又は判例の立場に立って検討した場合、明らかに誤っているものを選びなさい。(解答欄は、[解答番号7])

1. 刑事訴訟法は、国家訴追主義を採用しているので、国家機関に当たらない犯罪被害者には、公訴提起をする権限が認められていない。
2. 事件の捜査を遂げた場合、検察官は公訴を提起することができるが、一定の軽微な事件に限り、いわゆる微罪処分として、例外的に警察官も公訴を提起する権限が認められている。
3. 検察官は、告訴のあった事件について、公訴の提起をしない処分をしたときだけでなく、公訴の提起をしたときにも、速やかにその旨を告訴人に通知しなければならない。
4. 公訴の提起は、起訴状を提出してこれをしなければならないが、この起訴状には、裁判官に事件につき予断を生ぜしめる虞のある書類その他の物を添附し、又はその内容を引用してはならない。
5. 恐喝罪の事件において、恐喝の手段として被害者に郵送された脅迫文書の趣旨が婉曲暗示的であって、起訴状に脅迫文書の内容を要約摘示しても相当詳細にわたるものでなければその文書の趣旨が判明し難いような場合には、その脅迫文書の全文を起訴状に記載することも許される。

【第7問】

当事者主義に関する次のアからオまでの記述のうち、法令に従い又は判例の立場に立って検討した場合、明らかに誤っているもののみを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。(解答欄は、[解答番号8])

- ア。「当事者主義」とは、多義的な概念であるといわれ、その内容には、弾劾主義、弁論主義、当事者追行主義が含まれる。
- イ。「弾劾主義」とは、刑事訴訟について、原告(検察官)、被告(被告人)、裁判所の三者からなる構造で捉える建前のことをいう。この弾劾主義の下では、刑事訴訟は、原告である検察官の請求によって開始されることになる。
- ウ。「弁論主義」とは、刑事訴訟における審判の対象は、原告の主張であるとする建前のことをいう。この弁論主義の下では、裁判所は、審判の対象について、原告の主張に拘束されることになる。
- エ。「当事者追行主義」とは、刑事訴訟における訴訟追行の主導権を裁判所ではなく当事者に委ねる建前のことをいう。この「当事者追行主義」の下では、裁判長が訴訟指揮権を持つことはない。
- オ。「当事者主義」は、当事者としての被告人の地位を尊重する建前であるから、被告人の人権保障に資するといえるが、事案の真相究明の要請に資することはない。

1. アイ 2. アウ 3. イウ 4. イエ 5. エオ

(次頁に続く)

【第8問】

次の【文章】は、訴因変更の要否に関する最高裁判例の一部を抜粋したものである。

【文章】の空欄(アからサまで)に、下記の【語群】(aからkまで)の中から適切な語句を選んで埋めた上で、下記の各小問に答えなさい。(解答欄は、[解答番号9]及び[解答番号10])

【文章】

(ア)につき第1審判決が(イ)手続を経ずに(ウ)と異なる(エ)をしたことに(オ)はないかについて検討する。(ウ)と(エ)事実とを対比すると、・・・、犯行の態様と結果に実質的な差異がない上、(カ)をした(キ)の範囲にも変わりはなく、そのうちのだれが(ア)であるかという点が異なるのみである。そもそも、殺人罪の(ク)の(ウ)としては、その(ア)がだれであるかが明示されていないからといって、それだけで直ちに(ウ)の記載として罪となるべき事実の特定に欠けるものとはいえないと考えられるから、(ウ)において(ア)が明示された場合にそれと異なる(エ)をすることも、審判対象の画定という見地からは、(イ)が必要となるとはいえないものと解される。とはいえ、(ア)がだれであるかは、一般的に、(ケ)の(コ)にとって重要な事項であるから、当該(ウ)の成否について争いがある場合等においては、争点の明確化などのため、検察官において(ア)を明示するのが望ましいということができ、検察官が(ウ)においてその(ア)の明示をした以上、判決においてそれと実質的に異なる(エ)をすることは、原則として、(イ)手続を要するものと解するのが相当である。しかしながら、(ア)の明示は、前記のとおり(ウ)の記載として不可欠な事項ではないから、少なくとも、(ケ)の(コ)の具体的な状況等の審理の経過に照らし、(ケ)に(サ)を与えるものではないと認められ、かつ、判決で(エ)される事実が(ウ)に記載された事実と比べて(ケ)にとってより不利益であるとはいえない場合には、例外的に、(イ)手続を経ることなく(ウ)と異なる(ア)を(エ)することも(オ)ではないものと解すべきである。

【語群】

- a. 被告人 b. 共犯者 c. 実行行為者 d. 共同正犯 e. 共謀
f. 訴因 g. 認定 h. 訴因変更 i. 不意打ち j. 防御 k. 違法

[小問1]

上記【文章】の空欄中アからサまでには、上記【語群】aからkまでの中からそれぞれの語句が入るか。その組合せとして正しいものを、次の1から5までのうちから選びなさい。(解答欄は、[解答番号9])

1. アにaが入り、ウにeが入る。
2. アにfが入り、オにdが入る。
3. ウにfが入り、オにiが入る。
4. エにkが入り、コにjが入る。
5. オにkが入り、サにiが入る。

[小問2]

上記【文章】の空欄中アからサまでに、上記【語群】aからkまでの中からそれぞれの語句を入れた場合、その組合せとして誤っているものはどれか。次の1から5までのうちから選びなさい。(解答欄は、[解答番号10])

1. イにhが入る。
2. エにgが入る。
3. カにeが入る。
4. キにcが入る。
5. クにdが入る。

(刑事訴訟法の問題 以上)